

議 事

協 議 事 項

協議第 27 号

学校教育関係の取扱いについて

学校教育関係の取扱いについて提出する。

平成 15 年 7 月 18 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

学校教育関係の取扱いについて

育英奨学金制度については財団法人 南部育英会に一本化し、育英資金の貸付事業を継続する。

幼稚園の入園対象は新町全体とし、合併までに入園希望者増加への対応を検討する。また、幼保一元化も見据えて新町において施設の移転改築も含め検討する。幼稚園の保育料については、新町において調整する。

私立幼稚園就園奨励費補助金については、新町全体を対象に実施する。補助基準額については、合併までに検討する。

交通機関を利用した通学費助成及び遠距離通学助成については、通学時の安全確保及び保護者負担の軽減を図る必要があることから、新町においても実施する。

学校給食は、現在実施している学校については、現行どおりとし、未実施校については実施校の方式を参考に、合併後早期に実施する方向で検討する。

学童保育については、現状で継続し実施する。未実施校区での実施については新町において検討する。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	学校教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>(案) 育英奨学金制度については財団法人 南部育英会に一本化し、育英資金の貸付事業を継続する。</p>		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
育英奨学金	名称	財団法人 南部育英会	南部川村育英奨学金
	支給の区分	貸付	貸与
	支給額	大学のみ 1ヵ月 40,000円	高校・高専1～3年、専修学校高等課程 15,000円 短大・高専4～5年、専修学校専門課程 30,000円 大学・大学院 30,000円
	選考方法	理事会で選考	奨学生選考委員会の選考を経て奨学生を決定 【第7条】
	対象地域	奨学生が南部町に住民登録があること	奨学生は、南部川村に住所を有すること 【条例第3条】
	運営方法	基本財産等の運用益等をもって奨学生に貸付	基本財産等の運用益等をもって奨学生に貸与
	償還方法	1年据え置き10年均等償還 (月割り償還)	1年据え置き10年均等償還 (年割り償還)
	財源(基金)	(財)南部育英会基本財産(42,050千円)	南部川村育英奨学金基金(44,000千円)
	貸付残高	約2,100万円	約1,400万円
	現貸付者数	9名	10名

(財)南部育英会基本財産に南部川村育英奨学金貸付基金の基金残額を合わせ、基本財産及び運用財産として引き継ぐ。

貸付を継続中の対象者については、現在の貸付額を継続して貸し付ける。

それぞれ貸し付けている貸付残金(債権)についても引き継ぐものとする。

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	学校教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>(案) 幼稚園の入園対象は新町全体とし、合併までに入園希望者増加への対応を検討する。また、幼保一元化も見据えて新町において施設の移転改築も含め検討する。 幼稚園の保育料については、新町において調整する。</p>		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
幼稚園	名称	南部幼稚園	該当なし
	施設・面積	園舎 570 m ² 敷地面積 1,270 m ²	
	入園定員	3歳児 20人 4歳児 35人 5歳児 70人	
	入園児数	3歳児 20人 4歳児 39人 5歳児 46人 (平成15年6月現在)	
	授業時間	午前9時～午後2時 水・土 午前11時まで (但し第2・第4土曜日は休み)	
	授業料	1ヶ月 5,500円【条例第6条】	
	入園料	3,000円以内【条例第7条】	
	あずかり保育	申請により4歳児5歳児のみ、午後4時まで保育 実施日 月・火・木・金 2,000円(月額)	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目			
調整の方針		(案) 私立幼稚園就園奨励費補助金については、新町全体を対象に実施する。補助基準額については、合併までに検討する。					
		南部町		南部川村		備考	
私立幼稚園就園奨励費補助事業	名称	該当なし		南部川村私立幼稚園就園奨励費補助金		この補助金は公私立間の保護者負担の格差是正を図ることが目的である。 国庫補助金は補助対象経費の1/3以内	
	補助目的			私立幼稚園に就園している幼児の保護者の負担を軽減する			
	対象経費			入園料及び保育料の合計額に相当する額			
	補助基準額			保育料等の減免措置区分	同一世帯から1人就園している場合の該当園児及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長の園児(第1子)		
				市町村民税非課税(生活保護世帯を含む)	135,300円	162,000円	189,000円
				市町村民税所得割非課税(均等割課税)	103,000円	137,000円	170,000円
				市町村民税所得割課税額8,800円以下	79,000円	117,000円	156,000円
				市町村民税所得割課税額102,100円以下	55,500円	98,000円	141,000円
補助対象者			私立幼稚園の在園する幼児の保護者(村内に住民登録のある者)に対し交付する				

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	学校教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>(案) 交通機関を利用した通学費助成及び遠距離通学助成については、通学時の安全確保及び保護者負担の軽減を図る必要があることから、新町においても実施する。</p>		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
通学費補助事業	名称	堺地区児童バス通学費及び岩代地区生徒通学費補助金	遠距離通学助成
	目的	堺地区から南部幼稚園及び南部小学校へ通学する児童に対し、交通安全上、バス通学が適当であるため、補助をしてる。 岩代地区から南部中学校へ通学する生徒に対して電車通学が適当であるため、中学校統合時より補助をしている。	清川小学校、上南部小学校の通学距離が4 km以上の児童の保護者に補助
	補助基準	幼稚園の年少児と年中児には1/3、年長児には1/2、小学生の全児童には交通費全額を補助 岩代地区から通学する中学生の交通費の全額を補助 目津、千里地区の小学生の保護者に対して年額1万円を補助	1年生から6年生までの児童の保護者に対して15,000円を補助する。
	補助対象者	堺地区の幼稚園児、全小学生のバス通学児童 岩代地区から通学する中学生全員 目津、千里地区から通学する小学生全員	清川小学校、上南部小学校の通学距離が4 km以上の児童
スクールバス	目的	該当なし	島之瀬小学校と城西小学校の統合により、遠距離通学児童の交通の安全を目的としている。
	対象学校		高城小学校
	運行		村所有マイクロバス1台で遠距離児童の送迎
	委託内容		運転手、添乗員を委託

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	学校教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	(案) 学校給食は、現在実施している学校については、現行どおりとし、未実施校については実施校の方式を参考に、合併後早期に実施する方向で検討する。		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
学校給食	給食実施校	未実施（小学校2校 中学校1校）	小学校3校、中学校3校
	調理場		センター方式 1 調理場 敷地面積 1,347 m ² 建物面積 調理場 476.40 m ² 車庫 38.44 m ² プロパン庫 3.8 m ²
	職員数		センター長 1名 栄養士 1名（県職員） 調理員 5名
	調理給食数		約900食/日
	保護者負担		食材は保護者負担 小学生 1食 250円 中学生 1食 270円
	町村負担		調理場光熱水費、食器、給食運搬費用、調理場建設費、設備費、修繕費、調理員賃金、給食運搬車両

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		学校教育関係の取扱い		関係項目				
調整の方針		(案) 学童保育については、現状で継続し実施する。未実施校区での実施については新町において検討する。						
		南 部 町		南 部 川 村		備 考		
学童保育所	設置の状況	南部小学校区		該当なし				
	名称・定員	南部町立南部学童保育所	30人					
	運営							
	入所の許可	小学校第1学年から3学年までに在籍する児童を申請により入所を許可。						
	委託料							
	保育料	住民税課税状況に応じて6段階						
		ランク	町民税	保育料				
		A	要保護世帯(生活保護世帯)	0円				
		B	準要保護世帯	2,500円				
		C	町民税額が0円で均等割だけがかかっているか又はかかっていない世帯	3,000円				
		D	町民税額が20,000円以下の世帯	3,500円				
	E	町民税額が20,000円を超え、40,000円以下の世帯	4,500円					
	F	町民税額が40,000円を超える世帯	5,500円					
	減免措置	なし						
入所時期	毎年4月1日。ただし、欠員が生じた時、または教育委員会が認めたときは、この限りでない。							
休業日	(1)8月13日～15日 (2)12月29日～翌年1月3日 (3)その他、教育委員会が必要と認める日。教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休業日を振り替えることができる							
保育期間								
保育時間	通常	正午から午後5時						
	下校時が午前中	下校時より保育						
	夏休み等の長期休業日	午前8時30分から午後5時						
障害児の受け入れ	軽度の障害をもつ児童で、指導員が保育可能と判断した場合に限り、2～3名受け入れる。							
青空クラブ								

協議第 28 号

社会教育関係の取扱いについて

社会教育関係の取扱いについて提出する。

平成 15 年 7 月 18 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

社会教育関係の取扱いについて

生涯学習イベント等については、合併後、新町において内容・テーマ・開催日・開催場所等を調整し実施する。

青年団体育成事業は、新町で一元化して実施し、青年団については新町で一本化するよう調整する。

成人式については新町で一元化して開催する。

婦人団体については、合併後新町において連合組織の結成に向けて関係婦人団体を調整する。

公民館については、現在の南部川村中央公民館に新町の中央公民館を設置し、南部地区と高城地区、清川地区に地区公民館を設置する。岩代分館は現行どおり南部地区公民館の分館とする。

公民館地区運営委員の設置については、現行どおりとする。

公民館作品展等は、地区公民館事業として実施する。

公民館教室については、自主学習グループへの移行を図る。

新町において、町内の文化活動諸団体や自主学習グループが参加する一元化した文化協会の設立を指導する。

成人教育講座等については、合併後、新町において一元化し実施する。

町村指定文化財は合併時に新町に引き継ぐ。

現南部町立図書館（ゆめよみ館）を中央館とし、現南部川村中央公民館を図書館分館、高城・清川公民館・岩代公民館分館を図書館分室とする。

公民館図書は、図書館図書と位置付ける。

体育大会については、新町の総合体育大会として一本化し実施する。

運動会については、地区公民館事業とし、それぞれの公民館の取り組みによる。

体育協会については、合併時に一本化をする。

人権推進委員会については、新町において一元化を図る。

体育施設の使用料については、現行条例に規定している使用料及び照明料についてはその規定金額を新町に引き継ぐ。

使用料を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に施設内容・面積等を勘案し合併までに規定する。

学校施設に係る使用料については、現在の南部町規定の料金を継続し、この金額を基本に現南部川村施設について使用料を規定する。

町内在住者・在勤者については使用料を減免対象とし、照明料は徴収する。

社会教育施設等の使用料については、現行条例に規定している使用料を基本に、面積・設備などを勘案して使用料の規定を設ける。減免規定を設ける。

各種団体への補助金・交付金については、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しをおこない制度化を図る。

同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。

整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目		
調整の方針	(案) 生涯学習イベント等については、合併後、新町において内容・テーマ・開催日・開催場所等を調整し実施する。			
	南 部 町	南 部 川 村	備 考	
生涯学習イベント等	行事名	まちづくりを考える集い	フレッシュ梅の里フェスティバル	
	趣旨目的	まちづくり、地域づくりに関連して、町内で活躍している方、数人に登壇していただき、シンポジウムを行う。会場全体も巻き込み、まちづくりについて考える。	11月を生涯学習推進月間と定め、学習成果の発表及び役場部局とも連携しながら、各種の学習活動を網羅的に繰り広げ、生涯学習を推進する。	
	開催日	年1回開催	11月周辺	
	主催	南部町、南部町教育委員会	南部川村教育委員会等	
	場所	紀州南部ロイヤルホテル他	主会場 中央公民館、村内各地	
	テーマ	H10「自治区」、H11「産業振興」、H12「ボランティア」、13「子育てとまちづくり」		
	主なイベント	まちづくりシンポジウム		村民文化展(展示の部、舞台の部)・クラブ発表会
		干支の会 海の子ども祭り(堺漁港内) まちかど美術館(町内各所に展示) 町民文化祭(展示など) 町民芸能祭り		音楽イベント等行事 H8アースミュージカル坪田愛華物語、H10梅の里ミュージカル「宮子と光明子」、H11劇団おばあちゃん公演、H12戦争と人間展、H13わらび座公演、H14ユキエ上映会
		室内楽演奏会(図書館事業) 絵画展 (")		発明発見創意くふう展 未来の科学の夢絵画展
		あっちこっち出前講座の実施		梅の里社会人野球大会
			花火大会	
	町民運動会(総務課)			

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		社会教育関係の取扱い		関係項目	
調整の方針		(案) 青年団体育成事業は、新町で一元化して実施し、青年団については新町で一本化するよう調整する。			
		南部町		南部川村	
青年団体の育成	青年研修	名称	南部町青年団研修	むら青年研修	備考 青年団については、一元化に向け、協議してもらう。 合併後は、清川・高城・上南部・南部青年団で連合青年団の結成を指導する。 青年研修は継続して実施する。
		参加人数	20名	例年10人～20人程度	
		事務局	教育委員会生涯学習課	南部川村中央公民館	
		事業	年2回の研修をおこない、参加者相互の交流と青年指導者としての養成をはかる。	青年学級の一環として、県外研修を行う	
	団体の育成	名称	南部町青年団	南部川村連合青年団	
		役員構成	団長1名、副団長2名、会計1名、事務局長1名、事務局次長1名、監事2名(青年団OB)	団長1名、副団長2名、会計1名、事務局長1名、事務局員1名、会計監査2名、代議員24名(組織の弱体化等に代議員の実数は5名)	
		事務局	青年団	南部川村中央公民館	
		会議	年1回定例 必要時に開催	年1回の新旧代議員会ほか必要時	
		事業内容	国内研修・ウミガメパトロール 町民運動会運営・交流会等	各種学習会・交流会の開催、成人式アトラクション、青年大会出場、花火大会と盆おどりの夕べ運営事務等	
	行政との関わり (補助金)	活動助成	90,000円(平成15年度)	360,000円(平成15年度)	
研修助成		100,000円(平成15年度)	450,000円(平成15年度)		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	(案) 成人式については新町で一元化して開催する。		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
成人の日記念式典	名称	新成人の集い	南部川村成人式
	開催場所	紀州南部ロイヤルホテル	南部川村中央公民館
	企画・運営	新成人の集い実行委員会	
	式典内容	1、実行委員長挨拶 2、町長挨拶 3、乾杯 4、各年の実行委員会で決定(トークショー他) 5、閉会挨拶 6、記念撮影	【第1部】 一、開式の辞 一、新成人紹介 一、国歌、村歌斉唱 一、式辞 一、記念品贈呈 一、来賓祝辞 一、祝電披露 一、交通ルールを守る誓い 一、謝辞 一、閉式の辞
	記念品	システム手帳(約1,000円)	冠婚葬祭常識辞典(@1,162円)
			式典内容については、調整する。 一元化での実施は平成16年度事業として、平成17年1月4日に開催する。

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		社会教育関係の取扱い		関係項目			
調整の方針		<p>(案) 婦人団体については、合併後新町において連合組織の結成に向けて関係婦人団体を調整する。</p>					
		南 部 町		南 部 川 村		備 考	
婦人団体	団体の概要	名称	南部町婦人会		南部川村婦人団体連絡協議会（連合婦人会）		
		加盟団体	1 団体		3 団体（上南部、高城、清川）		
		役員	会長 1 名 副会長 1 名		会長 1 名、副会長 3 名、書記 1 名、会計 1 名、監事 2 名、理事 6 名		
		会議	総会 月 1 回支部長会		会長会及び理事会を必要に応じて開催する		
		事業	敬老行事 体育祭 年 1 回婦人大会 ビーチバレー大会		連絡協議会、南部川村婦人大会、研修会、講習会、講演会、各種団体及び諸機関との連絡調整、その他目的達成に必要な事業		
		収入	町助成 108,000 円		村補助金 720,000 円		
		支出	各種事業費		各種事業費		
	行政との関わり (事務局)		年 1 回の婦人大会の計画及び開催		活動の拠点が公民館であることから、各種事業を行う際の助言等を行っている。 また、国保税の徴収作業、健診の問診表配布、各種団体への出向など行政とのかかわりは深い。		
行政との関わり (補助金)	名称	南部町婦人会助成	婦人大会開催助成		村連合婦人会補助金		
	金額	108,000 円	200,000 円		720,000 円		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>(案) 公民館については、現在の南部川村中央公民館に新町の中央公民館を設置し、南部地区と高城地区、清川地区に地区公民館を設置する。岩代分館は現行どおり南部地区公民館の分館とする。</p>		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
中央公民館・地区公民館(館長)	公民館長の職務内容	公民館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する	館長は、館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する
	公民館長の任命	教育委員会が任命する	教育委員会が任命する
	公民館長の任期	町職員を任命	中央公民館長は村職員 高城、清川公民館長は非常勤特別職 (非常勤館長の任期は3年)
	公民館長の配置	1名	中央公民館、高城公民館、清川公民館にそれぞれ1名を配置
	公民館長の位置づけ	常勤職員	中央公民館長は職員の生涯課長が兼務 地区公民館長は、非常勤の特別職
	公民館長報酬		地区公民館長(非常勤特別職) 年額 960,000 円

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	(案) 公民館地区運営委員の設置については、現行どおりとする。		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
公民館運営委員会	名称	公民館地区運営委員 【公民館管理規則第 21 条】	設置については、地区公民館長の方針による。
	職務内容	運営委員は公民館の事業推進に協力するものとする	
	任命	運営委員は各公民館の館長が委嘱する	
	任期	1 年	
	人数等	現在の設置状況（高城、清川公民館 各 15 名）	
	委員構成	各公民館地区代表並びに団体等代表者	
	報酬等	年額 8,000 円（報償費で支出）年予算 240 千円	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		社会教育関係の取扱い	関係項目		
調整の方針		<p>(案) 公民館作品展等は、地区公民館事業として実施する。</p>			
		南 部 町	南 部 川 村	備 考	
公民館作品展等	名称	南部町文化祭 大展覧会	村民文化祭 (村民文化展及び生きがいクラブ発表会)	<p>清川・高城・上南部・南部公民館事業として各公民館で実施し、文化協会等の学習グループで運営する。</p> <p>事業費については、団体補助のなかで賄う。</p> <p>展示会開催日・展示作品など各公民館の間で調整がつけば、展示作品などを交流して展示する。</p>	
	出展団体	自主学習グループ及び個人	各公民館の教室・サークル及び一般村民のオープン参加もあり		
	内容	自主学習グループ等の作品を文化祭で発表する	公民館活動など、日頃の学習の成果を発表する。展示形式と舞台形式がある。		
	開催内容	期日	毎年 11 月頃の 3 日間開催		毎年文化の日前後に約 3 日間開催
		会場	南部町生涯学習センター		村内各公民館
出展		書道、切り絵、ちぎり絵、編み物、パッチワーク、俳句、短歌、川柳、絵画、写真、盆栽、生け花、など	<p>【展示】書道、菊、切り絵、ちぎり絵、陶芸、編み物、茶席、生け花、手芸、など</p> <p>【舞台】民謡、民謡おどり、コーラス、リフォームファッションショー、少女合唱団、大正琴など</p>		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		社会教育関係の取扱い			関係項目			
調整の方針		(案) 公民館教室については、自主学習グループへの移行を図る。						
		南部町			南部川村			備考
公民館の教室	公民館	公民館名	各種教室数	サークル数	公民館名	各種教室数	サークル数	住民ニーズによる教室を各公民館で2年間程度開設し、その後自主学習グループへの移行を指導する。
		南部町公民館	0	32	中央公民館	8	0	
		岩代分館	0	2	高城公民館	9	0	
					清川公民館	5	0	
	合計	0	34	合計	22	0		
会費	各自主学習グループで取り決め			無し (材料費等の実費徴収)				
講師謝礼	規定なし			1回5,000円。講師旅費という意味合いから、旧村単位の境界を越えるごとに500円アップ。				
学習活動支援事業	助成対象	南部町に活動拠点をおき、次の活動を行う団体等 (1)生涯学習活動に深い理解と熱意を有し、自主的に学習活動を運営・実施している団体 (2)年12回以上の学習活動を行う団体 (3)その他南部町生涯学習推進本部が認めた活動			文化協会への助成			学習活動支援事業については、「南部町生涯学習自主学習団体育成補助金交付要項」を基本に、新たな補助金制度を創設する。
	助成金額	補助金は、ひとつの団体等の活動に対して、予算の範囲内で交付する						
	助成条件	・年間12回以上、10人以上の会員で構成された団体。10人未満であっても推進本部が認めた場合は、この限りでない ・一つの団体への補助金は、5ヵ年 ・補助金は、ひとつの団体等の活動に対して、予算の範囲内で交付する						
	経過		単価	団体数				
		H11	30,000円	13団体				
10,000円			15団体					
H12		30,000円	12団体					
	10,000円	21団体						
H13	30,000円	10団体						
	10,000円	26団体						
H14	30,000円	16団体						
	10,000円	25団体						

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		社会教育関係の取扱い		関係項目	
調整の方針		(案) 新町において、町内の文化活動諸団体や自主学習グループが参加する一元化した文化協会の設立を指導する。			
		南 部 町		南 部 川 村	
文化協会等	団体の概要	名称		南部川村文化協会	
		役員		24人	
		会員		19団体 283人	
		主な事業		南部川村文化祭 (例年、文化の日中心に3日間)	
			紀南文化祭、日高地方文化祭へ参加		
			観梅俳句、ハイキング大会など各部門別事業		
	行政との関わり	(事務局)		南部川村中央公民館	
	行政との関わり (補助金)	名称		文化協会補助金	
		金額		600千円	
		備 考			

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目		
調整の方針	<p>(案) 成人教育講座等については、合併後、新町において一元化し実施する。</p>			
	南 部 町	南 部 川 村	備 考	
成人教育に関する学級・セミナー	事業名称	ワールド&ヒューマンNOW	フレッシュ梅の里大学	<p>成人教育に対する多様なニーズを的確に把握し、健康、福祉、政治、経済、文化、歴史などの広い分野にわたる学習機会を提供するため、合併後一元化し実施する。</p>
	事業主体	南部町教育委員会	南部川村教育委員会	
	対象	町内一般成人	当講座は、未成年者も対象に含める為、成人大学とはしていない。	
	事業内容	現代的課題の学習機会の充実を目指して、年2回～3回講演会やワークショップ等で学習する。	めまぐるしい社会変化に対応できる力をつけることを目的に、村の先人の知恵と努力の集積である“梅”文化と“炭”文化を生かしながら、色々な角度から広い視野に立って今後の村づくりを考える。必要に応じ手話通訳を行う。また、働く人たちに配慮し夜間の講座とする。	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	(案) 町村指定文化財は合併時に新町に引き継ぐ。		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
文化財の指定・保護	指定文化財	県指定 11件 町指定 41件 計 52件	県指定 3件 村指定 35件 計 38件
	文化財審議委員	委員定数 7人以内(現在6人) 報酬 15,000円/年	委員定数5人以内 報酬 9,000円/日

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目								
調整の方針	<p>(案) 現南部町立図書館(ゆめよみ館)を中央館とし、現南部川村中央公民館を図書館分館、高城・清川公民館・岩代公民館分館を図書館分室とする。 公民館図書は、図書館図書と位置付ける。</p>									
	南 部 町	南 部 川 村 (公民館図書室)								
図書館等の運営	開館時間	午前10時から午後6時30分 【規則第7条】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">土曜日</td> <td>午前10:00～午後4:00</td> </tr> <tr> <td>月曜日から金曜日まで</td> <td>午前8:30～午後5:15まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6月は農繁期の為、土曜開室はなし 【規則第10条】</td> </tr> </table>	土曜日	午前10:00～午後4:00	月曜日から金曜日まで	午前8:30～午後5:15まで	6月は農繁期の為、土曜開室はなし 【規則第10条】		<p>現南部町立図書館は中央館としての機能・役割を果たせるよう施設整備を検討していく。</p> <p>各分館・分室の業務時間はその施設の業務時間とする</p>
	土曜日	午前10:00～午後4:00								
	月曜日から金曜日まで	午前8:30～午後5:15まで								
	6月は農繁期の為、土曜開室はなし 【規則第10条】									
	休館日	(1)国民の祝日	(1)日曜日及び祝祭日にあたる土曜日							
		(2)月曜日	(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日							
		(3)毎月末	(3)12月29日～1月4日							
		(4)蔵書点検(15日以内)	(4)館長が必要と認め、教育長の承認を得た日							
(5)年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)										
	【規則第8条】	【規則第11条】								
職員体制	館長 1名 (嘱託)	図書専門員として司書を1名配置 土曜開室事務臨時雇として次の中から毎週交代で各館に1名 中央公民館 2人 高城公民館 4人 清川公民館 3人								
	主任 2名									
	係長 1名 (司書)									
	司書 1名									
	事務職員 1名									
	臨時 2名 (司書)									
	合計 8名									

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>(案) 体育大会については、新町の総合体育大会として一本化し実施する。 運動会については、地区公民館事業とし、それぞれの公民館の取り組みによる。</p>		
	南 部 町	南 部 川 村	備 考
体育大会・運動会 体育祭	名称	町民運動会	村民総合体育大会
	運営組織	主催 南部町 運営 南部町青年団 後援 南部町区長会 南部町婦人会 南部町体育協会 南部町商工会 南部町青年団体連絡協議会	主 催 南部川村体育協会 事務局 教育委員会 各地区及び体育指導員等の協力を得て実施している
	内容	各字対抗綱引き、縄跳び、リレー等 各学校幼稚園保育所演技、飛び入りゲーム、お楽しみ抽選会など	全8種目による地区対抗
	予算	町補助金 1,300,000 円	体育協会予算 350,000 円
	各種競技毎に新町全体を対象に実施する。 (野球・ソフトボール・バレーボール・ゲートボール・バドミントン・バスケットボール・ゲラウトゴルフ・テニス等)		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		社会教育関係の取扱い		関係項目	
調整の方針		(案) 体育協会については、合併時に一本化をする。			
		南部町		南部川村	
体育協会	団体の概要	名称	南部町体育協会	南部川村体育協会	
		加盟団体	16団体	13団体	
		役員構成	会長1名 副会長3名 理事若干名 監事2名 顧問若干名	会長1名 副会長3名 顧問4名 監事2名	
		会議	常務理事会(会長・副会長・常務理事で構成) 理事会(会長・副会長及び理事で構成)	役員会(会長、副会長) 総会(役員、各団体)	
		事業	南部町体育協会主催による事業 各専門部主催による事業 教育委員会よりの委託事業の実施	南部川村体育協会主催による事業 南部川村体育協会後援による事業	
	行政との関わり	事務局	南部町生涯学習課	南部川村教育委員会生涯課	
		補助金	年360,000円(他に郡総体・ジュニア駅伝・各種体育大会委託料は別途計上) 総合計すると1,800,000円となる	年2,430,000円	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目		社会教育関係の取扱い		関係項目		
調整の方針		(案) 人権推進委員会については、新町において一元化を図る。				
		南部町		南部川村		備考
人権推進委員会	団体の概要	名称	南部町人権推進委員会	南部川村人権推進委員会	新町における人権推進委員会は、会の目的に賛同する会員による組織とする。	
		目的	町民の享有する基本的人権の確立を目標として人権と福祉のまちづくりに寄与する	村民の享有する基本的人権の確立を目標として人権と福祉のむらづくりに寄与する		
		委員構成	本会の目的に賛同し、会則を承認して活動する個人・団体 99 名	村長が委嘱する委員 40 名以内		
		役員体制	会長 1 名、副会長 3 名、理事若干名、監事 2 名	会長 1 名、副会長若干名、理事若干名、監事 2 名		
		任期	2 年	2 年 再任可		
	行政との関わり	事務局	南部町生涯学習課	南部川村教育委員会		
		補助金	270,000円	540,000円		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目		
調整の方針	<p>(案) 体育施設の使用料については、現行条例に規定している使用料及び照明料についてはその規定金額を新町に引き継ぐ。 使用料を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に施設内容・面積等を勘案し合併までに規定する。</p>			
	南 部 町	南 部 川 村	備 考	
体育施設使用料	野球場	南部町千里ヶ丘球場	共和球場、清川球場 1,000 / 時間 西本庄グラウンド、晩稲グラウンド、広野グラウンド 500 / 時間 村内の者は、無料	使用料については、現南部町において規定しているが、千里ヶ丘球場を除き、在住者・在勤者が使用する場合は、減免対象として実質免除とする。 但し、照明料については規定とおり徴収する。 規定金額は、消費税込みとする。 管理方法は施設によって直営・委託となっているが、現在の管理方法を引き継ぐ。
		入場料徴収の有無は使用料に関係なし		
		午前 8:00～12:00 住民 2,381 円 町外 9,524 円		
		午後 12:00～17:00 住民 2,858 円 町外 11,429 円		
		1日 8:00～17:00 住民 4,762 円 町外 19,048 円		
	付帯設備 半日 477円			
	多目的グラウンド	多目的スポーツ施設(付帯施設の雨天練習場) 住民半日 2,381 円 町外半日 4,762 円	<ul style="list-style-type: none"> ・共和運動広場 ・受領運動広場 ・熊瀬川運動広場 ・名ノ内運動広場 ・東本庄運動広場 ・熊岡運動広場 使用料は無料。但し、使用は村民に限る。	
		第1グラウンド 1日につき 1,905 円(消費税別)		
		第2グラウンド 1日につき 1,429 円(消費税別)		
	テニスコート	南部町運動広場 1日1コート 477円	共和運動広場(テニスコート) 使用料無料。但し、使用は村民に限る。	
プール		島之瀬水泳プール・受領プール 使用料は無料。但し、使用は村民に限る。		
夜間照明施設		照明施設使用料		
	村内の者	清川球場	(全灯)2,500円 / 時間 (減灯)2,000円 / 時間	
		西本庄グラウンド	1,200円 / 時間	
		広野グラウンド	700円 / 時間	
		晩稲グラウンド	900円 / 時間	
	村外の者	清川球場	(全灯)3,500円 / 時間 (減灯)3,000円 / 時間	
		西本庄グラウンド	1,800円 / 時間	
		広野グラウンド	1,000円 / 時間	
晩稲グラウンド		1,300円 / 時間		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目	使用料・手数料等の取扱い			
調整の方針	<p>(案) 学校施設に係る使用料については、現在の南部町規定の料金を継続し、この金額を基本に現南部川村施設について使用料を規定する。 町内在住者・在勤者については使用料を減免対象とし、照明料は徴収する。</p>					
事務事業(使用料・手数料名)	南 部 町	南 部 川 村	備 考			
教育施設使用料	学校施設使用料 南部町立小学校・中学校設置及び管理条例		現在の南部小中学校の使用料規定金額を基本に、面積、設備内容などを勘案し、料金の設定を行う。 この際、在住者・在勤者については使用料の減免を行う旨の規定をする。但し、照明料は規定とおり徴収する。 「南部町（南部川村）立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」には、教育委員会が特に必要と認めた場合を除き、町外者には貸し出さないこととなっている。 規定料金は消費税込みとする。			
	使 用 料	区 分		昼 間	夜 間	
	屋 内 運 動 場	教室(1教室につき)		5時間以内 953円	同左 1,905円	
		岩代小学校多目的ホール		1,905円	3,810円	
		南部小学校		4,762円	9,524円	
		南部中学校		4,762円	9,524円	
		南部中学校武道館(1教室につき)		5時間以内 1,429円	同左 2,858円	
		岩代小学校		2,381円	4,762円	
	校 庭	南部小学校		953円	953円	
		南部中学校		953円	953円	
		岩代小学校		953円	953円	
		岩代小学校プール		9,524円	-	
		南部小学校プール		19,048円	-	
	照 明 料	教室(1教室につき)		1時間につき 191円	同左 286円	
		岩代小学校多目的ホール		477円	953円	
	屋 内 運 動 場	南部小学校		953円	1,905円	
		南部中学校		953円	1,905円	
		南部中学校武道館(1教室につき)		1時間につき 191円	同左 286円	
		岩代小学校		477円	953円	
	校 庭	南部小学校		-	953円	
		南部中学校		-	527円	
		学校施設使用料 南部川村学校施設設備使用条例		備 考		
	区 分	昼 間		夜 間	備 考	
	教室(1室につき)	1回 500円		1回 800円		
	運動場			1時間 700円	照明施設を使用したとき	
講堂	1回 1,000円	1回 1,500円				
体育館	1回 1,000円	1回 1,500円				

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係の取扱い	関係項目	使用料・手数料等の取扱い																																								
調整の方針	<p>(案) 社会教育施設等の使用料については、現行条例に規定している使用料を基本に、面積・設備などを勘案して使用料の規定を設ける。 減免規定を設ける。</p>																																										
事務事業(使用料・手数料名)	南 部 町	南 部 川 村	備 考																																								
教育施設使用料	<p>公民館使用料</p> <p>南部町立公民館の施設使用に関する条例 第4条 公民館の施設の使用を許可された者は、使用前に別表に定める使用料を消費税5%を乗じて得た金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てる)を納付しなければならない。 2 公共に供し、又は直接公益を目的とするもので、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その使用料を減じ、若しくは免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">面 積 m²</th> <th style="width: 15%;">昼 間</th> <th style="width: 15%;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室</td> <td style="text-align: center;">92.68</td> <td style="text-align: center;">4,762 円</td> <td style="text-align: center;">9,524 円</td> </tr> <tr> <td>2階大会議室</td> <td style="text-align: center;">127.20</td> <td style="text-align: center;">4,762 円</td> <td style="text-align: center;">9,524 円</td> </tr> <tr> <td>2階和室A</td> <td style="text-align: center;">33.55</td> <td style="text-align: center;">1,905 円</td> <td style="text-align: center;">2,858 円</td> </tr> <tr> <td>2階和室B</td> <td style="text-align: center;">37.99</td> <td style="text-align: center;">2,381 円</td> <td style="text-align: center;">3,810 円</td> </tr> <tr> <td>2階和室C</td> <td style="text-align: center;">31.05</td> <td style="text-align: center;">1,905 円</td> <td style="text-align: center;">2,858 円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td style="text-align: center;">142.52</td> <td style="text-align: center;">4,762 円</td> <td style="text-align: center;">9,524 円</td> </tr> <tr> <td>3階中会議室</td> <td style="text-align: center;">49.76</td> <td style="text-align: center;">2,858 円</td> <td style="text-align: center;">4,762 円</td> </tr> <tr> <td>3階小会議室</td> <td style="text-align: center;">26.14</td> <td style="text-align: center;">1,905 円</td> <td style="text-align: center;">2,858 円</td> </tr> <tr> <td>3階和室</td> <td style="text-align: center;">26.61</td> <td style="text-align: center;">1,905 円</td> <td style="text-align: center;">2,858 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 積 m ²	昼 間	夜 間	調理実習室	92.68	4,762 円	9,524 円	2階大会議室	127.20	4,762 円	9,524 円	2階和室A	33.55	1,905 円	2,858 円	2階和室B	37.99	2,381 円	3,810 円	2階和室C	31.05	1,905 円	2,858 円	視聴覚室	142.52	4,762 円	9,524 円	3階中会議室	49.76	2,858 円	4,762 円	3階小会議室	26.14	1,905 円	2,858 円	3階和室	26.61	1,905 円	2,858 円	公民館の使用料規定なし	<p>各公民館の面積・施設設備などを勘案して、現在の南部町公民館の使用料金規定を基本に規定する。</p> <p>但し、町内各種公共性のある団体などへの貸付については使用料金の減免とする規定を設け、生涯学習関連団体等への貸付は無料とする規定を設ける。</p> <p>規定料金は消費税込みとする。</p>
区 分	面 積 m ²	昼 間	夜 間																																								
調理実習室	92.68	4,762 円	9,524 円																																								
2階大会議室	127.20	4,762 円	9,524 円																																								
2階和室A	33.55	1,905 円	2,858 円																																								
2階和室B	37.99	2,381 円	3,810 円																																								
2階和室C	31.05	1,905 円	2,858 円																																								
視聴覚室	142.52	4,762 円	9,524 円																																								
3階中会議室	49.76	2,858 円	4,762 円																																								
3階小会議室	26.14	1,905 円	2,858 円																																								
3階和室	26.61	1,905 円	2,858 円																																								

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係事業の取扱い	関係項目	各種団体への補助金・交付金の取扱い		
調整の方針	<p>(案)</p> <p>各種団体への補助金・交付金については、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しをおこない制度化を図る。</p> <p>同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。</p>				
補助金等の分類	南 部 町		南 部 川 村		備 考
	補助金名	補助予算(単位：千円)	補助金名	補助予算(単位：千円)	
社会教育関係補助金	文化財保存補助金	135	県指定無形文化財助成金 ヤブサメ保存会助成金	120	<p>文化財保存補助金については、規則・要項を新たに制定し実施する。現在の補助団体は継続する。</p> <p>地区体育大会助成・区民運動会助成・地域交流会助成については、各地区公民館の活動となっており、各地区公民館の活動内容により助成をする。</p> <p>ジュニアバンドについては新町全体で募集し、活動する。補助金は継続</p> <p>生涯学習地域助成金(生涯学習エリア地区)については、一旦廃止し、助成金額、助成年数等検討の上、新町で新たに実施する。</p> <p>文化協会については、合併後新町で一本化し、事業内容により補助金の交付をする。</p>
	南部町体育協会助成金	360	南部川村体育協会助成金	2,430	
	総合体育大会助成金	400	地区体育大会等助成金	150	
	町民運動会助成金 (総務費)	1,200	区民運動会助成金 (高城・清川地区)	280	
	南部町ジュニアバンド 育成助成金	315			
	生涯学習地域助成金	1,000	地域交流会助成金 (高城・清川地区)	170	
	生涯自主学習団体 育成補助金	760			
	南部文化の会助成金	90	村文化協会補助金	600	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

教育部会

協議項目	社会教育関係事業の取扱い		関係項目		
調整の方針	(案)				
補助金等の分類	南部町		南部川村		備考
	補助金名	補助予算(単位：千円)	補助金名	補助予算(単位：千円)	
社会教育関係補助金			文化展助成金	210	文化展については、各地区公民館事業として、必要であれば公民館費に計上する。
	婦人会助成金	108	村連合婦人会補助金 (婦人大会助成含む)	720	連合婦人会として補助金の交付を実施する。
	南部町婦人大会助成金	200			婦人大会開催費用については、婦人会活動費補助とは別に婦人大会開催助成として交付する。
	婦人県外研修助成金	300	日高地方 婦人研修参加助成金	200	婦人研修参加助成は継続して実施する。
	母親こどもクラブ助成金	756	母親子供クラブ助成金	498	母親こどもクラブは県補助金の関係もあり、統合する。
	夏の子どもまつり助成金	200			母親クラブが実行委員会の中心メンバーとして南部漁協の協力のもと、毎年海の日に堺漁港で開催。継続して実施する。
	青少年育成町民会議助成金	270	青少年育成村民会議助成金	770	青少年育成会議組織の統合を図る。
	南部町青年団助成金 青年団国内研修助成金	90 100	南部川村連合青年団補助金 青年研修補助金	360 450	連合青年団として補助金を交付する。 青年研修は、連合青年団として実施の場合一部補助する。
	新成人のつどい実行委員会助成金	1,000			成人式は、実行委員会方式であれば補助金を交付する。対象人員を勘案の上金額を決定する。